

これまでの経緯について

- 1．これまでの議論の経緯
- 2．品目横断的経営安定対策等の導入について
- 3．品目横断的経営安定対策のポイント

平成18年8月
農林水産省

これまでの議論の経緯

- 品目横断的経営安定対策については、平成11年7月に制定された食料・農業・農村基本法において、価格政策から所得政策への転換という政策方向が示されて以来、食料・農業・農村政策審議会における審議、新たな基本計画の策定、経営所得安定対策等大綱の決定と検討を積み重ね、本年6月に「担い手経営安定新法」等関係法案が成立。

11年7月

食料・農業・農村基本法
(H11.7.16 法律第106号)

○価格政策から所得政策への転換

12年3月

食料・農業・農村基本計画
(H12.3.24 閣議決定)

○育成すべき農業経営を個々の品目を通じてではなく経営全体としてとらえ、その経営の安定を図る観点から、農産物の価格の変動に伴う農業収入又は所得の変動を緩和する仕組み等について、今後、品目別の価格政策の見直し状況、品目別の経営安定対策の実施状況、農業災害補償制度との関係等を勘案しながら検討を行う。

14年12月

米政策改革大綱
(H14.12.3 農林水産省)

○米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい、一定規模以上の水田経営を行っている担い手を対象に、すべての生産調整実施者を対象として講じられる産地づくり推進交付金の米価下落影響緩和対策に上乗せし、稲作収入の安定を図る対策として、「担い手経営安定対策」を講じる。

17年3月

新たな食料・農業・農村基本計画
(H17.3.25 閣議決定)

○担い手を対象とした品目横断的経営安定対策を平成19年産から導入する。モラルハザードが生じないようにすることを前提に、構造改革の加速化の必要性、対象品目に関する制度の検討状況や米政策改革の実施状況等を踏まえ、地域の実情を十分勘案し、対策の仕組みや、経営規模・経営改善の取組に関する要件等を具体化する。

17年10月

経営所得安定対策等大綱
(H17.10.27 農林水産省)

○品目横断的経営安定対策について、対象者の要件、対象品目、支援の仕組みなどを具体化。

18年6月

農業の担い手に対する経営安定のための
交付金の交付に関する法律
(H18.6.21 法律第88号)

○品目横断的経営安定対策の制度的な枠組みが整備。

18年7月

経営所得安定対策等実施要綱
(H18.7.21 農林水産省)

○品目横断的経営安定対策の事業規模等を具体化。

品目横断的経営安定対策等の導入について



